

---

# 第1章 調査の概要

---

## 1. 調査研究の目的

### 【調査の背景】

婦人保護事業は、「売春防止法」（昭和31年法律118号）の第4章「保護更生」の婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設を実施機関として創設された事業であり、以来、社会情勢の変化により、対象を要保護女子から、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有する女性やその同伴する家族などに拡大してきた。また、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（法律第31号。以下「DV防止法」という。）が制定され、平成16年には「人身取引対策行動計画」が策定された。さらに平成25年の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の改正により、ストーカー被害者の支援を婦人相談所が行うこととなるなど、婦人保護事業の支援対象は拡大してきている。支援が必要な女性の抱える問題は、貧困、虐待、家庭破綻、障害、社会・家庭内におけるジェンダーなど、構造的な要因を多く含んでおり、責任を個人に帰するのではなく、婦人保護事業として、社会の中で支援を行っていく必要がある。

婦人保護事業の実施機関の1つである婦人保護施設は、婦人相談所による一時保護後においても、なお中長期的な保護が必要な多岐にわたる問題を抱えている女性たちを入所させ、自立に向けた支援を行っているところであるが、「平成27年度婦人保護施設の役割と機能に関する調査」においては、対象となる3年間で7割弱の婦人保護施設が性暴力被害者の支援を行ったという結果が得られている。日本において、性暴力被害者に対する中長期的な支援を行うことができるリソースは、婦人保護施設以外に存在しない。それゆえ、入所期間に制限がなく、個々人の状況に応じた支援が可能であるといった強みを生かし、性暴力被害者の回復・自立に向けた支援を拡充していくことは婦人保護施設の喫緊の課題である。

なお、与党の「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」が平成28年12月にとりまとめた「性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」においては、「性暴力を受けた女性の心と体の回復を支援するためには、中長期的なフォローを含めた総合的な支援が必要」であり、「DV被害を受けた「母子・父子自立支援プログラム」のような性暴力被害者自立支援プログラムの策定」等の検討を行うべきであるとの指摘がなされている。

### 【調査の目的】

本調査研究は、1) 婦人保護施設における性暴力被害者の入所および支援の実態を明らかにするとともに、2) 婦人保護施設における性暴力被害を受けたと思われる入所者の被害からの回復を目的とした支援プログラムを作成することを目的に実施した。

## 【調査の視点】

### 「性暴力被害」の定義

本調査研究において「性暴力被害」には、児童虐待の1つである性的虐待やDVの一部に性暴力が含まれるもの、家庭内・家庭外における性暴力を含む。「性暴力被害」は、開示されない場合が多いため、本人の言語・行動・生活の様子などを観察した結果、性暴力被害を受けたと思われるケースも含めて扱うものとする。

### ○入所者に占める性暴力被害を受けたと思われる者の割合

- ・ 婦人保護施設における性暴力被害者の支援ニーズの実態を明らかにするため、「平成27年度婦人保護施設の役割と機能に関する調査」に続き、入所者における性暴力被害を受けたと思われる者の割合を問うことにより、基礎資料の更新を目指した。
- ・ あわせて入所時の主訴の聴き取りや入所してからの支援者との関わりの中で性暴力被害の体験が明かされることが多いという仮説の検証を目指した。

### ○性暴力を受けたと思われる入所者に対する支援の実態

- ・ 性暴力被害の体験が長期間明らかにされないケースも多いと予想されることから、アセスメント、心理職員・精神科医によるケアなどの性暴力被害を受けたと思われる入所者のケアに必要とされる支援について、(性暴力被害者に限らない)入所者全体に対する実施状況を問うことにより、性暴力被害を受けたと思われる入所者に対する支援の実態を把握することを目指した。

### ○性暴力被害を受けたと思われる入所者に対する支援を行う上での課題

- ・ 性暴力被害を受けたと思われる入所者、その同伴児に対する支援にあたり必要な配慮、困難や課題を問うことにより、性暴力被害を受けたと思われる入所者やその同伴児の支援にあたり注意すべきことの特定を目指した。

### ○性暴力被害を受けたと思われる入所者の支援の充実に向けて

- ・ 性暴力被害を受けたと思われる入所者の支援に必要と思われる他機関との連携、人員の拡充、特定ケアについて問うことにより婦人保護施設に対して施策として行うべき支援内容の特定を目指した。

## 2. 調査の方法

### (1) 調査方法

#### ① 調査対象・方法

全国の婦人保護施設を対象に、郵送発送、郵送回収による自記式アンケート調査方式による調査を実施した。

#### ② 調査期間

平成 29 年 12 月から平成 30 年 1 月。

#### ③ 調査項目

■性暴力被害を受けたと思われる入所者の割合と主訴	<ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力被害を受けたと思われる入所者の割合</li> <li>性暴力被害を受けたと思われる入所者の主訴</li> </ul>
■婦人相談所からの情報提供および施設における役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人相談所から提供される情報</li> <li>婦人相談所・婦人保護施設で行っている支援</li> <li>性暴力被害を受けたと思われる入所者の支援にあたり、婦人相談所に期待すること</li> </ul>
■アセスメントに関する取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内で実施しているアセスメント・心理アセスメント</li> <li>入所者に対する性暴力被害についての聞き取り状況</li> </ul>
■性暴力被害を受けたと思われる入所者への支援の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力被害を受けたと思われる入所者への支援に特有の難しさ</li> <li>性暴力被害を受けたと思われる入所者の同伴児への支援に特有の難しさ</li> <li>性暴力被害を受けたと思われる入所者・その同伴児に多く見られる行動化</li> </ul>
■心理的ケアの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理担当職員の体制</li> <li>心理担当職員との面接頻度</li> <li>専門的プログラムの内容</li> <li>性暴力被害を受けたと思われる入所者に対する心理的ケアにおいて困難を感じる事</li> </ul>
■入所者に対する医師の関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科医の体制</li> <li>入所者と精神科医の平均的な面接頻度</li> <li>施設内で精神科医が行う支援内容</li> </ul>
■性暴力被害を受けたと思われる入所者に対するケアの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在実施していること</li> <li>今後充実させていきたいこと</li> </ul>
■入所者の支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援体制とその評価</li> <li>性暴力被害を受けたと思われる入所者への支援に専門性を有する担当者の配置</li> </ul>
■その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部組織との連携状況</li> <li>退所後の支援に関する取組</li> <li>支援を行う上での課題</li> </ul>

#### ④ 回収状況

全国の婦人保護施設 47 施設の全数から回答を得た。

### 3. ワーキングチームの設置

本調査研究の実施にあたっては、調査票の設計、結果の考察を行うとともに、支援プログラムの検討、作成を行うため、有識者及び施設関係者等で構成される「婦人保護施設における性暴力被害を受けたと思われる入所者被害者に対する支援プログラムに関する調査研究ワーキングチーム」を設置した。

#### 婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する 支援プログラムに関する調査研究ワーキングチーム委員構成

(五十音順／○：座長)

○	安部 郁子	福島大学人間発達文化研究科 特任教授
	五十嵐 逸美	全国婦人保護施設等連絡協議会常任幹事 かにた婦人の村 施設長
	加茂 登志子	若松町こころとひふのクリニック PCIT研修センター長
	川野 由紀子	全国婦人相談所心理判定員協議会会長 東京都女性相談センター 課長代理
	白川 美也子	こころとからだ・光の花クリニック 院長
	横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長 いずみ寮 施設長

#### 【事務局】

山本 真理	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
齊堂 美由紀	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
種田 郁子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部